

藤沢市市民センター条例の一部改正について  
 藤沢市市民センター条例の一部を次のように改正する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市市民センター条例の一部を改正する条例

藤沢市市民センター条例（昭和43年藤沢市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表善行市民センターの項中

和室（まつ）	200	300
和室（ふじ）	200	300
実習室	300	450
文化室	200	300
体育室兼ホール	1,600	2,400

を

第3談話室	300	450
和室	200	300
保育室（ミーティング室）	200	300
調理室	300	450
音楽室	200	300
多目的ホール	1,600	2,400

に改める。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

## 提案理由

この条例を提出したのは、改築した善行市民センターの供用を開始することに伴い、その使用料を定める必要による。